

# まちづくり通信

第 43 号



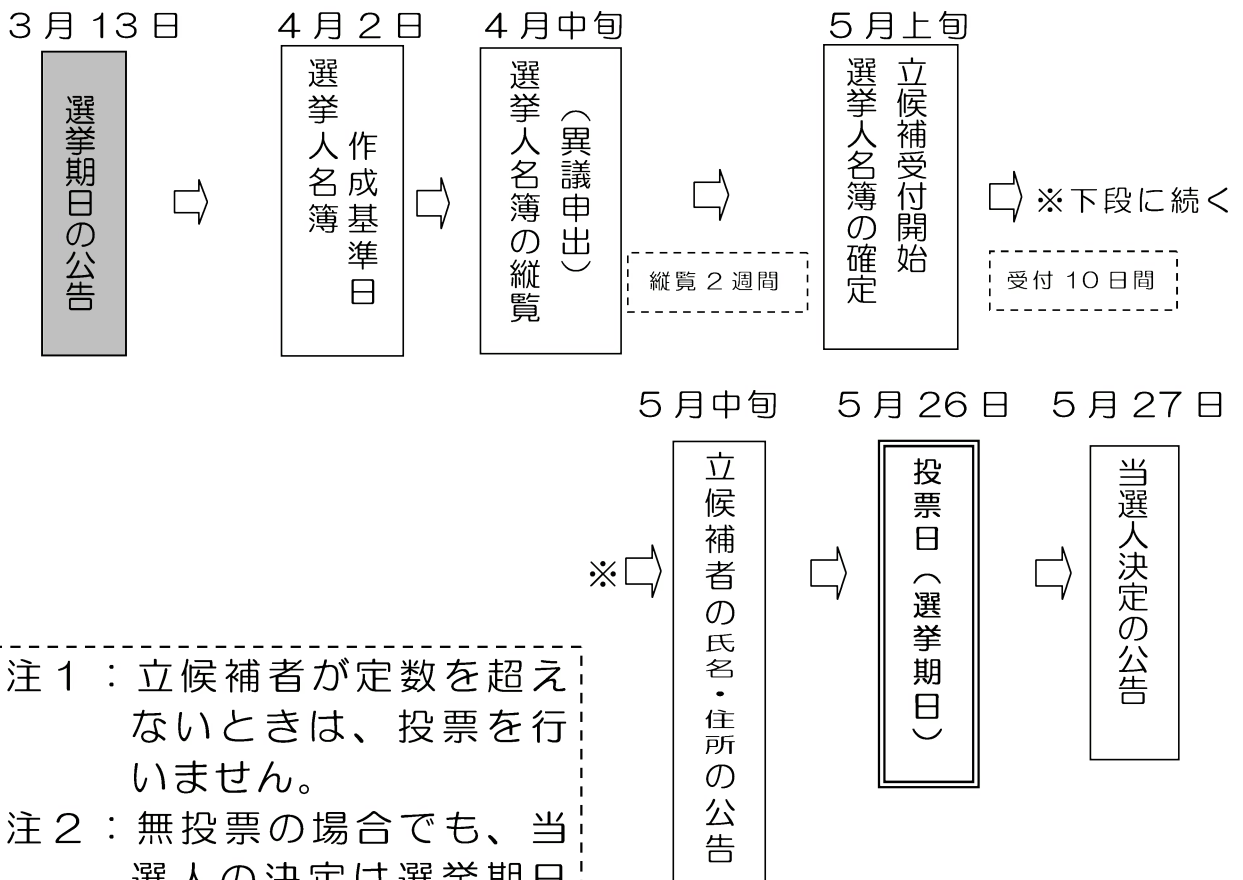
平成 25 年 3 月

## ■ 土地区画整理審議会委員の委員選挙について。

2月に配布した「まちづくり通信第42号」で概略はお知らせしていますが、任期満了にともなう土地区画整理審議会委員選挙（土地所有者及び借地権者）の投票日は、平成25年5月26日(日)と決定しました。

選挙スケジュールは次のとおりで、選挙人名簿の縦覧期間や立候補受付開始日などは、決まり次第に逐次お知らせします。

審議会委員選挙（土地所有者及び借地権者）のスケジュール(予定)



注1：立候補者が定数を超えないときは、投票を行いません。

注2：無投票の場合でも、当選人の決定は選挙期日の翌日となります。

## 《選挙人名簿》

- ① 当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。
- ② 選挙人名簿作成基準日において、施行地区内に宅地を所有する方、施行地区内の宅地について借地権を有する方を特定して作成します。
- ③ 未登記の借地権をお持ちの方の場合、施行者(広島市)に届出済みの方が対象となります。

## 《選挙人名簿作成基準日》

選挙期日の公告の日から 20 日を経過した 4 月 2 日が基準日となります。

## 《選挙及び立候補できる人》

- ① 選挙及び立候補できる人は、選挙人名簿に記載されている方です。
- ② 名義が共有となっている場合は、選挙権、被選挙権を行使するには、代表者の選任が必要です。
- ③ 登記されている方が亡くなっている場合は、選挙権、被選挙権を得るには、相続の届出が必要です。

※ 次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。

- ・ 未成年
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※ 代表者の選任・相続の届出が必要な方は、所定の様式を用意しておりますので、お申出下さい。

## 問 い 合 わ せ 先

〒734-0053

広島市南区青崎一丁目15番24号

広島市都市整備局青崎地区区画整理事務所

電話 (082) 510-3110 (直通)

FAX (082) 288-3101

E-mail ts-aosaki@city.hiroshima.lg.jp